

回答書

2019年3月1日

認定特定非営利活動法人 消費者ネット北海道

理事長 松久 三四彦 殿

一般社団法人全国レンタカー協会



会長 岩崎 貞

2018年8月2日付けでいただいた申入書について、内部で検討してきました。その結果、「標準レンタカー貸渡約款」を改正することについて、2019年1月24日の理事会で承認をえたので、その旨回答します。

なお、改正標準約款の施行は、会員への周知期間、準備期間が必要なので2019年6月1日付で施行することとしています。

貴協会からの申し入れに従い、改正の内容は以下のとおりです。

1 「運転者」との文言について

- ① 指摘のとおり貸渡契約書に署名するのは「借受人」であり「運転者」ではない。レンタカーの貸し渡しの実態から、これまで「運転者」にも契約上の義務を負っていただく約款としていたが、指摘をふまえ、下記の条文について「運転者」を削除し、貸渡契約の義務などは「借受人」とする。

第19条

- 2 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。

第21条 借受人は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第22条 借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

- 2 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、別に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

第23条

- 3 第1項に該当することとなった場合、借受人は、当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第 27 条

2 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

6 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

第 28 条 借受人は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、第 34 条第 1 項の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含めその損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。

2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人はこれを支払うものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。

第 29 条 借受人が前条第 1 項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

3 保険金又は補償金が支払われない損害及び第 1 項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」といいます。）による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人はその損害を賠償することを要しないものとします。

4 当社が借受人の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

第 35 条 当社は、この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務とでいつでも相殺することができるものとします。

第 36 条 借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む。）を当社に対して支払うものとします。

② 第 18 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の規定は、放置駐車違反者が反則金を納付しないなど

の場合の規定であり、貸渡契約の直接の義務ではなく、違反者が借受人ではない運転者であることもあり、現状の通り修正しない。

- ③ 第 19 条第 3 項については天災などにより契約通り返還できない場合の規定であり貸渡契約の直接の義務ではなく、第 33 条については放置駐車に関連する規定であり、第 34 条については第 4 項に「運転者」の記述があるが「運転者」に義務を課している条文ではないため、修正しない。

2 約款第 19 条第 2 項について
指摘のとおり修正する。

2 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。

3 約款第 20 条第 2 項について

現行の約款はレンタカー返還後の遺失物の有無についてのトラブルを防止するため返還時の確認を規定したものであり、確認したのちに発見された遺失物の保管について即時処分などをするを意図していないが、誤解を招く表現なので、本来の趣旨である返還時の確認のみを規定し、保管に関する記述は削除する。

削除することにより確認後に発見された遺失物の保管の責を負わない趣旨ではなく、約款に定めのない事項は一般の法令（この場合は遺失物法など）に従い適切に対処するので、あえて約款に規定することはないと判断した。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

4 約款第 27 条第 6 項について
指摘のとおり修正する。

6 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

5 及び 6 約款第 28 条第 1 項及び第 2 項について
指摘のとおり修正する。

第 28 条 借受人は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、第 34 条第 1 項の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含めその損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。

2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人はこれを支払うものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。



7 約款第 30 条について

指摘のとおり修正する。

第 30 条 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2 借受人は、前項の解除に該当したときは、当社に生じた損害を支払うものとします。

以上